

皇刑務所 笠松刑務所 三重刑務所 加古川刑務所 播磨社会復帰促進セン ター 鳥取刑務所 松江刑務所 岡山 刑務所 山口刑務所 岩国刑務所 徳 島刑務所 松山刑務所 高知刑務所 龍刑務所 長崎刑務所 宮崎刑務所 鹿児島刑務所 沖縄刑務所 函館少年 刑務所 盛岡少年刑務所 市原青年矯 正センター 松本少年刑務所 姫路少 年刑務所 佐賀少年刑務所 立川拘置 所 名古屋拘置所 京都拘置所 神戸 拘置所 広島拘置所 栃木刑務所 和歌山刑務所 熊本刑務 所 福岡拘置所	保健、 衛生及 び防疫 に関する こと。	医療及 び薬剤 に関する こと。
--	---	-------------------------------------

（准看護師養成部の所掌事務）

第二十三条の二 准看護師養成部は、准看護師の養成並びにこれに係る保健、衛生、防疫、医療及び薬剤に関する事務をつかさどる。

（更生支援企画官の職務）

第二十四条 更生支援企画官は、命を受けて、刑務所等の所掌事務のうち特定事項に係るものを調査し、企画する事務をつかさどる。

（所長の代理）

第二十五条 総務部長（市原青年矯正センターにあつては、次長）は、所長に事故のあるとき、又は所長が欠けたときは、その職務を代理する。

（支所の名称及び位置）

第二十六条 刑務所等の支所の名称及び位置は、別表第二のとおりとする。

（支所長）

第二十七条 支所に、支所長を置く。

（支所の次長）

第二十八条 札幌刑務支所、札幌拘置支所、釧路刑務支所、福島刑務支所、横須賀刑務支所、横浜拘置支所、豊橋刑務支所、尾道刑務支所、さいたま拘置支所及び小倉拘置支所に、それぞれ次長一人を置く。

皇刑務所 笠松刑務所 三重刑務所
 加古川刑務所 播磨社会復帰促進セン
 ター 鳥取刑務所 松江刑務所 岡山
 刑務所 山口刑務所 岩国刑務所 徳
 島刑務所 松山刑務所 高知刑務所
 龍刑務所 長崎刑務所 宮崎刑務所
 鹿児島刑務所 沖縄刑務所 函館少年
 刑務所 盛岡少年刑務所 市原青年矯
 正センター 松本少年刑務所 姫路少
 年刑務所 佐賀少年刑務所 立川拘置
 所 名古屋拘置所 京都拘置所 神戸
 拘置所 広島拘置所
 栃木刑務所 和歌山刑務所 熊本刑務
 所 福岡拘置所

支所 鹿児島拘置支所	属しないものに関する こと。
那覇拘置支所 松戸 拘置支所 尼崎拘置支 所	

(支所の首席矯正処遇官)

第三十条 前条に掲げる課のほか、札幌刑務支所及び福島刑務支所にそれぞれ首席矯正処遇官二人を、札幌拘置支所、釧路刑務支所、仙台拘置支所、横須賀刑務支所、横浜拘置支所、豊橋刑務支所及び小倉拘置支所にそれぞれ首席矯正処遇官一人を置く。

2 支所の首席矯正処遇官（札幌刑務支所及び福島刑務支所に置かれるものを除く。）は、第十条各号に掲げる事務をつかさどる。

3 札幌刑務支所及び福島刑務支所の首席矯正処遇官二人は、それぞれ処遇担当及び企画担当とし、処遇担当の首席矯正処遇官は第十条第一号及び第五号に掲げる事務を、企画担当の首席矯正処遇官は同条第二号から第四号までに掲げる事務をつかさどる。

(統括矯正処遇官)

第三十一条 刑務所等及びそれらの支所を通じて統括矯正処遇官六百五十六人以内を置く。

2 統括矯正処遇官の配置及び事務の担当区分並びに統括矯正処遇官が分担する所掌事務の範囲は、法務大臣が定める。

(雑則)

第三十二条 この省令に定めるもののほか、刑務所等に関し必要な事項は、所長が定める。

2 所長は、前項の規定に基づき、事務分掌その他組織の細目を定めようとするときは、法務大臣の承認を受けなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この中央省庁等改革推進本部令（次項において「本部令」という。）は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

(この本部令の効力)

2 この本部令は、その施行の日に、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則（平成十三年法務省令第三号）となるものとする。

附 則（平成一三年三月三〇日法務省令第四〇号）

この省令中第一条の規定は平成十三年四月一日から、第二条の規定は平成十三年五月一日から施行する。

附 則（平成一五年四月一六日法務省令第四一〇号）
この省令は、平成十五年四月二十一日から施行する。

附 則（平成一六年二月二五日日法務省令第九〇号）
この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

附 則（平成一六年七月一六日日法務省令第五〇〇号）
この省令は、平成十六年八月一日から施行する。

附 則（平成一六年九月三日日法務省令第六〇〇号）
この省令は、平成十六年九月二十一日から施行する。

附 則（平成一六年一〇月二九日日法務省令第七七三〇号）
この省令は、平成十六年十一月一日から施行する。

附 則（平成一七年三月二二日日法務省令第三九〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年四月一一日法務省令第五〇〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年四月八日日法務省令第六一〇号）
この省令は、平成十七年四月十日から施行する。

附 則（平成一七年九月二九日日法務省令第九七七〇号）
この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則（平成一七年一二月二八日日法務省令第一一〇〇号）
この省令は、平成十八年一月一日から施行する。

附 則（平成一八年三月二〇日日法務省令第二三〇号）
この省令は、平成十八年三月二十日から施行する。

附 則（平成一八年五月二二日日法務省令第五五〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年五月二三日日法務省令第五八〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成十七年法律第五十号）の施行の日（平成十八年五月二十四日）から施行する。

附 則（平成一九年三月三〇日日法務省令第一六〇号）
この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年三月三一日法務省令第一六〇号）
この省令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年十月一日から施行する。

附 則（平成二一年三月三一日法務省令第一二〇号）
この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定中同表の一府中刑務所の項を削る部分は、同年九月一日から施行する。

附 則（平成二二年二月二五日日法務省令第四八〇号）
この省令は、平成二十二年一月四日から施行する。

附 則（平成二三年三月三一日法務省令第九九〇号）
この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年四月六日日法務省令第一五〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年五月二六日日法務省令第六六〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年三月二八日日法務省令第七七〇号）
この省令は、平成二六年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年四月一〇日日法務省令第一八〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年三月三一日法務省令第二二〇号）
この省令は、平成二八年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年三月三一日法務省令第八〇号）
この省令は、平成二九年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は同年十月一日から施行する。

ら、第三条の規定は平成三十年二月二十八日から施行する。

附 則（平成三〇年三月三〇日日法務省令第八〇号）
この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三一年三月二九日日法務省令第九九〇号）
この省令は、平成三一年四月一日から施行する。

附 則（令和二年三月三〇日日法務省令第一一〇号）
この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和三年三月三一日法務省令第二二〇号）
この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和四年三月二五日日法務省令第一五〇号）
この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和五年三月三〇日日法務省令第一二〇号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和六年三月二九日日法務省令第一六〇号）
この省令は、令和六年四月一日から施行する。

別表第一（第一条関係）
一 刑務所

名称	位置
札幌刑務所	札幌市
旭川刑務所	旭川市
帯広刑務所	帯広市
網走刑務所	網走市
月形刑務所	北海道樺戸郡月形町
青森刑務所	青森市
宮城刑務所	仙台市
秋田刑務所	秋田市
山形刑務所	山形市
福島刑務所	福島市

水戸刑務所	ひたちなか市
栃木刑務所	栃木市
喜連川社会復帰促進センター	さくら市
前橋刑務所	前橋市
千葉刑務所	千葉市
市原刑務所	市原市
東日本成人矯正医療センター	東京都
府中刑務所	東京都
横浜刑務所	横浜市
新潟刑務所	新潟市
甲府刑務所	甲府市
長野刑務所	須坂市
静岡刑務所	静岡市
富山刑務所	富山市
金沢刑務所	金沢市
福井刑務所	福井市
岐阜刑務所	岐阜市
笠松刑務所	岐阜県羽島郡笠松町
岡崎医療刑務所	岡崎市
名古屋刑務所	みよし市
三重刑務所	津市
京都刑務所	京都市
大阪刑務所	堺市
西日本成人矯正医療センター	堺市
神戸刑務所	明石市
加古川刑務所	加古川市
播磨社会復帰促進センター	加古川市
和歌山刑務所	和歌山市
鳥取刑務所	鳥取市
松江刑務所	松江市
島根あさひ社会復帰促進センター	浜田市
岡山刑務所	岡山市
広島刑務所	広島市
山口刑務所	山口市
岩国刑務所	岩国市
美祢社会復帰促進センター	美祢市
徳島刑務所	徳島市
高松刑務所	高松市
松山刑務所	東温市
高知刑務所	高知市
北九州医療刑務所	北九州市

福岡刑務所	福岡県糟屋郡宇美町
麓刑務所	鳥栖市
長崎刑務所	諫早市
熊本刑務所	熊本市
大分刑務所	大分市
宮崎刑務所	宮崎市
鹿児島刑務所	鹿児島県姶良郡湧水町
沖縄刑務所	南城市
二 少年刑務所	
名称	位置
函館少年刑務所	函館市
盛岡少年刑務所	盛岡市
川越少年刑務所	川越市
市原青年矯正センター	市原市
松本少年刑務所	松本市
姫路少年刑務所	姫路市
佐賀少年刑務所	佐賀市
三 拘置所	
名称	位置
東京拘置所	東京都
立川拘置所	東京都
名古屋拘置所	名古屋市
京都拘置所	京都市
大阪拘置所	大阪市
神戸拘置所	神戸市
広島拘置所	広島市
福岡拘置所	福岡市
別表第二（第二十六条関係）	
一 刑務所の支所	
所轄刑務所	名称
札幌刑務所	札幌市
札幌拘置支所	札幌市
小樽拘置支所	小樽市
名寄拘置支所	名寄市
釧路刑務支所	釧路市
八戸拘置支所	八戸市
仙台拘置支所	仙台市
石巻拘置支所	石巻市
古川拘置支所	大崎市
横手拘置支所	横手市
大館拘置支所	大館市
米沢拘置支所	米沢市
山形刑務所	

福島刑務所	酒田拘置支所	酒田市
福島刑務支所	福島市	
会津若松拘置支所	会津若松市	
郡山拘置支所	郡山市	
いわき拘置支所	いわき市	
白河拘置支所	白河市	
土浦拘置支所	土浦市	
下妻拘置支所	下妻市	
宇都宮拘置支所	宇都宮市	
喜連川社会復帰促進センター		
前橋刑務所	大田原拘置支所	大田原市
足利拘置支所	足利市	
高崎拘置支所	高崎市	
太田拘置支所	太田市	
木更津拘置支所	木更津市	
八日市場拘置支所	匝瑳市	
横須賀刑務支所	横須賀市	
横浜拘置支所	横浜市	
小田原拘置支所	小田原市	
相模原拘置支所	相模原市	
長岡拘置支所	長岡市	
上越拘置支所	上越市	
佐渡拘置支所	佐渡市	
上田拘置支所	上田市	
浜松拘置支所	浜松市	
沼津拘置支所	沼津市	
七尾拘置支所	七尾市	
岐阜拘置支所	岐阜市	
高山拘置支所	高山市	
高岡拘置支所	高岡市	
御嵩拘置支所	高岡市	
豊橋拘置支所	豊橋市	
岡崎拘置支所	岡崎市	
四日市拘置支所	四日市市	
伊勢拘置支所	伊勢市	
滋賀拘置支所	大津市	
舞鶴拘置支所	舞鶴市	
堺拘置支所	堺市	
岸和田拘置支所	岸和田市	
丸の内拘置支所	和歌山市	
田辺拘置支所	田辺市	
新宮拘置支所	新宮市	
名古屋刑務所		
三重刑務所		
京都刑務所		
大阪刑務所		

神戸刑務所	豊岡拘置支所	豊岡市
松江刑務所	米子拘置支所	米子市
岡山刑務所	津山拘置支所	津山市
広島刑務所	尾道刑務支所	尾道市
呉拘置支所	呉市	
福山拘置支所	福山市	
三次拘置支所	三次市	
下関拘置支所	下関市	
宇部拘置支所	宇部市	
周南拘置支所	周南市	
丸亀拘置支所	丸亀市	
西条刑務支所	西条市	
今治拘置支所	今治市	
宇和島拘置支所	宇和島市	
大洲拘置支所	大洲市	
中村拘置支所	四万十市	
大牟田拘置支所	大牟田市	
久留米拘置支所	久留米市	
飯塚拘置支所	飯塚市	
厳原拘置支所	対馬市	
長崎拘置支所	長崎市	
佐世保拘置支所	佐世保市	
島原拘置支所	島原市	
五島拘置支所	五島市	
八代拘置支所	八代市	
天草拘置支所	天草市	
中津拘置支所	中津市	
都城拘置支所	都城市	
延岡拘置支所	延岡市	
鹿児島拘置支所	鹿児島市	
奄美市	奄美市	
大島拘置支所	奄美市	
八重山刑務支所	那覇市	
那覇拘置支所	那覇市	
宮古拘置支所	宮古島市	
二 少年刑務所の支所		
所轄少年刑務所	名称	位置
盛岡少年刑務所	一関拘置支所	一関市
川越少年刑務所	さいたま拘置支所	さいたま市
熊谷拘置支所	熊谷市	
飯田拘置支所	飯田市	
上諏訪拘置支所	諏訪市	
姫路拘置支所	姫路市	
三 拘置所の支所	名称	位置
所轄拘置支所		

東京拘置所	松戸拘置支所	松戸市
名古屋拘置所	一宮拘置支所	一宮市
	半田拘置支所	半田市
京都拘置所	奈良拘置支所	奈良市
	葛城拘置支所	大和高田市
大阪拘置所	尼崎拘置支所	尼崎市
福岡拘置所	小倉拘置支所	北九州市